

県立高等学校改革計画 第二次まとめ

(平成11年3月26日)

第1	県立高等学校改革計画（第二次まとめ）の策定	11
第2	学校の適正規模	
1	学校規模の基本的な考え方	11
2	学校規模の適正化	12
第3	学校の適正配置	
1	学校配置の基本的な考え方	13
2	全日制高校の配置	13
3	定時制高校の配置	16
4	通信制高校の配置	17
第4	学科の適正配置	
1	学科配置の基本的な考え方	17
2	学科配置の基本方針	18
3	普通科の配置	18
4	普通系専門学科の配置	18
5	職業系専門学科	19
6	総合学科の配置	22
第5	本県高等学校教育の充実のために	
1	中高一貫教育	22
2	教育条件の整備・充実	23
3	今後の学校づくり	24
※	用語説明	25
	資料編	27

県立高等学校改革計画

第二次まとめ

第1 県立高等学校改革計画第二次まとめの策定

本県においては、平成12年度から本格的な生徒減少期を迎えることになり、中学校卒業見込者数は、平成11年に比べて、現在の小学校1年生が中学校を卒業する平成19年には、約5,700名減少すると推計される。

このような生徒減少の状況のもとで、これまで以上に本県における高等学校教育を充実させていくためには、様々な課題に的確に対応し、本県の将来を担う生徒一人一人の個性を伸ばしながら「生きる力」をはぐくむ教育活動に必要な適正な学校規模を維持するとともに、地域に開かれた活力ある学校づくりなどに努めなければならない。

そのため、「県立高等学校改革計画第一次まとめ」における県立高等学校改革の基本方針に基づき、男女共学化の実施計画や定時制・通信制高校及び総合学科高校の配置計画との整合性を図りながら、学校規模の適正化に努めるとともに、特色ある学校及び学科を地区ごとに適正に配置していく必要がある。

このことから、本県の実情や全国的な高等学校教育改革の動向等を考慮し、県内関係者からの意見聴取などを行い、全県的な視野と長期的な展望に立って、おおむね平成19年度を目途とする次の内容の「県立高等学校改革計画第二次まとめ」を策定する。

- 1 学校の適正規模
- 2 学校の適正配置
- 3 学科の適正配置
- 4 本県高等学校教育の充実のために

第2 学校の適正規模

1 学校規模の基本的な考え方

学校規模は、生徒の学習や学校行事等の教育活動、教職員配置や施設・設備の活用等、学校運営上の様々な面に関わりをもっている。たとえば、一般的に学校規模が大

きくなれば、教職員配置などの面でのメリットを生かして、弾力的な教育課程の編成をはじめ、多様な教育活動の実施が可能になるなど、活気ある学校生活を創り出すことができる。その一方で、ややもすると生徒一人一人へのきめ細かな指導が行き届かないおそれが生じるなどの問題点も考えられる。これに対して、学校規模が小さくなれば、学習の個別指導など、少人数教育のメリットを生かすことができるが、生徒同士が切磋琢磨しながら社会性を身に付けるために必要な集団活動の機会が十分に確保できないなどの問題が指摘される。

このようなことから、充実した活力ある教育活動の実現や円滑な学校運営に必要な学校規模として、全国的には1学年6～8学級（全日制課程）が標準的であると考えられているが、広い県土に人口が分散する本県においては、地域の人口動態や地理的条件、生徒の通学状況などを考慮し、地域ごとに学校を配置する必要があるため、1学年4～8学級が適正であるとする。

今後の生徒減少に伴い学級数を削減する場合は、この1学年を4～8学級とする基本的な考え方に立って、学校規模の適正化に努める。

2 学校規模の適正化

平成12年以降、本県における中学校卒業生数は急激に減少し、多くの学校において現在の学級数の維持が困難となることが予測されるので、各地域及び各市町村における生徒減少の状況や生徒の志願動向などを考慮しながら、学級数の削減を計画的に行う必要がある。

現在1学年9学級以上の学校については、生徒の志願動向などを踏まえ、計画的に1学年8学級以下まで学級数を削減する。また、現在1学年8学級以下の学校については、適正規模の維持に努めるが、生徒減少の状況によっては、学級数の削減、隣接校との統合及び分校化等を検討する。

なお、1学級当たりの生徒数については、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、当面、40人とする。ただし、今後の学級編制の在り方については、国の動向や地域の実情などを踏まえて検討していく必要がある。

また、県立高等学校と私立高等学校における生徒募集定員の比率についても、生徒減少の状況によっては、その在り方を見直すことが必要である。

第3 学校の適正配置

1 学校配置の基本的な考え方

- (1) 本県における高等学校教育の充実のために、県北、県中、県南、会津（南会津を含む。以下同じ。）、いわき及び相双の各地区の実情や生徒の志願動向等を考慮して、地区ごとに高等学校を適正に配置する。
- (2) 原則としてどの地区にあっても希望する学校が選択できるように、全日制課程、定時制課程及び通信制課程のそれぞれの特色を生かした多様な高等学校を配置する。
- (3) 生徒一人一人が、それぞれの興味・関心、能力・適性、進路希望等によって主体的に学校が選択できるように、「福島県公立高等学校の通学区域に関する規則」に定める通学区域を考慮して、魅力ある高等学校を配置する。

2 全日制高校の配置

(1) 学校配置の基本方針

- ① 普通科を設置する学校については、生徒の多様な学習要望に応えるため、弾力的な教育課程を編成するなどの特色化を図り、通学区域ごとに配置する。
- ② 普通系専門学科及び職業系専門学科を設置する学校については、専門分野における才能を伸ばす教育や将来のスペシャリストなどを育成する産業教育の充実を図り、地域の実情や生徒の志願動向などを考慮して、地区ごとに配置する。

(注) 普通系専門学科：理数科、英語科、文理科、国際文化科、国際科学科、体育科、数理科学科、デザイン科学科など

職業系専門学科：農業、水産、工業、商業、家庭に関する学科など

- ③ 総合学科を設置する学校については、「県立高等学校改革計画第一次まとめ」に基づき、多様な普通科目及び専門科目からなる総合選択科目群（「系列」）を設け、地区ごとに配置する。

(2) 学校の統合

① 隣接校の統合

学級数の減少により学校が小規模化すると、一般的には、教育課程における多様な選択科目の開設が難しくなり、また、特別活動等が十分に行えないなど、学

校の教育活動において支障が生じるおそれがある。

このため、生徒減少に伴う学級数減により、隣接する2校のうち、双方又はいずれかの学校が適正規模を維持できないと判断される場合には、学校規模の適正化を図るため、生徒の通学条件等を考慮するとともに、活力ある教育活動に必要な施設・設備などの教育条件を十分に整備して統合を図る。

なお、設置学科などが異なる学校間の統合に際しては、学校の沿革や地域において果たしている教育的な役割などを十分に考慮し、地域の理解を求めながら、新しい学科の設置などを視野に入れ、魅力ある学校づくりに努める。

隣接校の統合の基準

同一町内にある2校、又は同一市内にあり統合が可能と考えられる2校については、1学年の学級数が2校合わせて6～8学級になる場合に統合する。

また、生徒減少の状況によっては、隣接する市町村にある2校についても統合を検討する。

② 校舎方式による統合

隣接する市町村にあり、生徒減少により1学年2学級規模の維持が困難になると予測される2校をいずれも分校化した場合、その周辺に他の高等学校がない地域では、かなりの範囲にわたって本校がない状態となることや、2校を一つの校舎に統合した場合、生徒の通学に支障をきたし、学習機会の確保が難しくなることなどが懸念される。

このため、地理的条件や歴史的経緯などを考慮し、より良い教育条件を確保することができるよう、双方の現校舎を活用する「校舎方式」により統合を図る。

校舎方式による統合の基準

隣接する市町村にある1学年2学級規模の2校については、いずれかの学校において3年続けて、又は双方の学校において同時に2年続けて、入学者数が募集定員の1/2以下である場合、その翌年度から統合し、それぞれの学校を校舎とする。

(注) 校舎方式：1校の独立校が隣接する市町村にそれぞれ校舎を有し、生徒募集は一括して行い、生徒は希望する校舎に通学できるようにし、教育活動は原則として校舎ごとに行う方式。

(3) 小規模校の分校化

現在、それぞれの地域における地理的条件や社会的背景のもとで、1学年2～3学級規模の本校として配置されている14校の中には、今後の生徒減少に伴い、本校としての要件である2学級を維持するだけの生徒数を確保できない学校が出てくることが予測される。この場合、生徒の通学状況などの理由により、多くの小規模校においては、隣接する他の市町村にある学校との統合は困難である。

このことから、県土の広い本県においては、それぞれの地域の実情を考慮し、小規模校の本校を分校化して学校の存続を図り、地域の期待に応える教育機関として活性化に努める必要がある。

そのため、学校の呼称の工夫（例：〇〇高等学校□□校）など、分校の位置付けの改善を行うとともに、将来の進路実現に向けたきめ細かな学習指導や特色ある教育活動の充実を図り、地域の文化の一端を担う学習センターとして、魅力ある開かれた学校づくりに努める。

小規模校の分校化の基準

1学年2学級規模の本校において、入学者数が募集定員の1/2以下の状態が3年続いた場合、その翌年度から分校とする。

(4) 分校の生徒募集停止

現在、1学年1～2学級規模の分校は6校あり、地域の教育機関として重要な役割を果たしているが、各校とも入学者数が定員に満たない状態が続いている。このような状況のもとでは、生徒たちは多様な個性をもつ他との交わりの中で、お互いが切磋琢磨しながら自己を高めていくことが困難になるなど、教育活動において様々な支障が生じるおそれがある。

このため、入学者数の減少や地域内における生徒減少の状況によっては、当該地域から通学可能な高等学校があることなどを条件として、生徒募集の停止を検討す

る。

分校の生徒募集停止の基準

1 学年 1 学級規模の分校において、入学者数が募集定員の 1 / 2 以下の状態が 3 年続いた場合、その地域の進学を希望する生徒にとって通学可能な高等学校が他にあることなどを条件に、原則として生徒の募集を停止する。

3 定時制高校の配置

従来、定時制高校は、主に経済的な事情のために働きながら学ぼうとする勤労青少年に対して、学習の機会を保障する場として重要な役割を担ってきた。

しかし、社会の変化に伴い、定時制高校で学ぶ生徒は大きく様変わりし、勤労青少年が減少する一方、何らかの事情により就業しないで定時制課程に進学する生徒が増加している。それとともに、夜間だけではなく、昼間に通学して学びたいという要望も高まってきている。

更に、生涯学習の観点から、年々増えつつある中途退学者や多様な学習要望をもつ社会人に対して、高等学校教育を受ける機会を保障することも、ますます必要になってきている。

これからの定時制高校においては、生徒の多様な学習要望や学習スタイルに対応するため、新しい学校観に立って、柔軟な教育のシステムを取り入れた定時制課程における教育内容を工夫するとともに、どの地区においても通学できるよう全県的に配置し、定時制教育の充実を図る必要がある。

このことから、「県立高等学校改革計画第一次まとめ」に基づき、昼間主コース及び夜間主コースからなる新しいタイプの定時制単位制高校を、県北、県中、会津及びいわきの 4 地区に配置し、専用の独立校舎を整備する。ただし、県中地区においては、通学圏の拡大を図るとともに生徒の多様な通学時間帯に対応するため、交通の利便性等の立地条件を考慮して学校を新設する。

また、新しいタイプの定時制単位制高校を相双地区に配置することについて検討し、県南地区に配置している定時制課程夜間部については、生徒の志願動向等を考慮しながら、今後の在り方を検討する。

なお、現在、県北及び県中の2地区に配置されている定時制課程夜間部は、それぞれの地区に配置する新しいタイプの定時制単位制高校に統合する。

4 通信制高校の配置

地理的条件等を考慮して県中地区に配置している通信制高校は、就業時間や交通事情等の理由により通学が困難な勤労青少年や社会人に対する学習の機会を保障する場としての役割を果たしてきている。

しかし、通信教育においては、様々な学習歴をもつ多様な生徒の新たな学習要望に応えるため、学習内容を工夫するとともに、情報メディアを活用する全県ネットワーク化を図るなど、より一層の充実に努めることが求められている。

このことから、県中地区に通信制課程及び定時制単位制課程を併置する高等学校を新設し、必要となる施設等の整備を行い、本県唯一の通信制高校（通信教育実施校）として配置する。

また、県内の各地区において通信教育を受けることができるように、県北、会津及びいわきの3地区に配置する定時制単位制高校を通信教育協力校とする。

なお、県南及び相双の2地区については、当面、同地区内の高等学校を通信教育協力校として配置する。

第4 学科の適正配置

1 学科配置の基本的な考え方

- (1) 普通科、普通系専門学科、職業系専門学科及び総合学科のそれぞれの特色を生かし、生徒の志願動向や地域の実情を考慮しながら、地区ごとに魅力ある学科を適正に配置する。
- (2) 今後の生涯学習社会における高等学校教育の充実に図るため、普通教育、職業教育のいずれにおいても基礎的・基本的な内容の学習を中心とし、その上で、将来の進路実現に必要な専門的な内容の学習が選択できるように、地区ごとに多様な特色ある学科を適正に配置する。
- (3) 福島県学校教育審議会答申（平成5年）を踏まえ、「ふくしま新世紀プラン」における生活圏づくりや産業振興の方向性を考慮するとともに、今後の生徒の進路状況を予測し、県全体として、普通科及び普通系専門学科、職業系専門学科並びに総

合学科における募集定員のおおよその比率を設定し、地区ごとにそれぞれの学科を適正に配置する。

2 学科配置の基本方針

- (1) 普通科及び普通系専門学科については、生徒の志願動向や今後の生徒減少の状況を考慮して、県全体としての募集定員の比率を6割程度とし、特色ある教育課程の編成に努めるとともに、地区ごとに生徒の通学状況等を踏まえて配置する。
- (2) 職業系専門学科については、就職者の県内留保状況や上級学校への進学状況に配慮するとともに、産業を支える将来のスペシャリストなどを育てる必要性を踏まえ、県全体としての募集定員の比率を3割程度とし、生徒の多様な学習要望や各地区の実情を考慮して、地区ごとに当該学科の単独校又は他学科との併置校に配置する。
- (3) 総合学科については、多様でより柔軟な新しい学び方が求められていることから、県全体としての募集定員の比率を1割程度とし、選択幅の広い教育を行うため、特色ある「系列」を設け、地区ごとに配置する。
- (4) 普通科、専門学科及び総合学科の配置に当たっては、生徒の多様な学習要望に応えるため、他の高等学校で開設されている教科・科目が受講できる「学校間連携」などの方策も検討し、より良い教育条件の確保に努める。

3 普通科の配置

普通科については、高校進学率の上昇に伴って多様な進路希望や学習要望等をもつ生徒が入学していることから、個性尊重の立場に立ち、基礎・基本に関する学習を重視するとともに、生徒一人一人が希望する進路の実現に向けて学習できるように、選択幅の広い教育課程の編成に努め、生徒の要望に十分に応える必要がある。

このことから、普通科を設置する学校ごとに生徒の実態等に応じて、類型やコース制を取り入れるなどの特色化を図り、生徒一人一人が、通学区域にある普通科設置校の中から興味・関心、能力・適性、進路希望等によって学校を選択できるように配置する。

なお、普通科の配置に当たっては、現行の配置状況を基本としながら、今後の総合学科の配置や生徒減少に伴う学級数減などを考慮して、募集定員における割合（平成10年度58.2%（328学級））を見直し、通学区域ごとに適正に配置する。

4 普通系専門学科の配置

普通系専門学科については、多様化・個性化が求められる時代の要請や様々な興味・関心、能力・適性等をもつ生徒の学習要望に応える観点に立ち、特色ある専門学科としての在り方を検討しながら、おおむね現在の設置状況（8学科、26学級〈4.6%〉）を基本として地区ごとに配置する。

英語科については、ますます進展する国際化に対応できる豊かな国際感覚を養うとともに、国際理解を深める教育の一層の充実を図るために、学科の改編を検討した上で、同一地区内における系列やコース等の配置も考慮しながら配置する。

デザイン科学科及び体育科については、芸術やスポーツ分野における才能の開発や豊かな個性の伸長を目指しているが、生徒の志願状況から現行の配置のままとし、学科が配置されていない地区においては、系列やコース等を設けて学習機会の確保に努める。

理数科や文理科などについては、それぞれの学科の趣旨に沿って一定の成果を上げていることから、更に選択幅の広い弾力的な教育課程の編成などによって特色化を図り、おおむね現在の設置状況を基本として配置する。

なお、時代の要請に応え、新しい学習の機会を設けることとなる学科の設置についても検討する必要がある。

5 職業系専門学科の配置

(1) 農業に関する学科の配置

農業分野における国際化、農村地域における高齢化の進行など、本県の農業を取り巻く情勢は大きく変化しているが、安全な食料の供給、県土や環境の保全及び余暇空間の提供など、地域社会において農業の果たす役割は重要であり、県内それぞれの地域の具体的な農業振興の方向性に基づいて地域農業を発展させる必要がある。

このことから、農業の振興に貢献し、地域社会の発展を支える人材の育成を図るため、食料や環境問題も視野に入れ、科学技術の進展に対応する学科や地域農業の特色を生かした学科等への改編を行うとともに、いくつかの専門分野にわたって学習できる総合選択制を取り入れるなど、魅力ある農業教育の充実に努める。

なお、農業に関する学科の配置に当たっては、募集定員における割合（平成10年度 5.7%〈32学級〉）を見直すとともに、地域農業の特色等を考慮しながら、県北及び県中の2地区においては単独校に配置し、県南、会津、いわき及び相双の4地

区においては他学科との併置校に配置する。

(2) 工業に関する学科の配置

高速交通網の発達など産業基盤の整備が進み、工場立地件数の伸びにも見られるように、本県における工業は、県内それぞれの地域の産業振興に重要な役割を果たしてきている。更に今後は、地域産業の継続的な発展とともに、高度情報化等の科学技術の進展に伴う新しい工業分野の創造が期待されるなど、工業の振興が求められている。

このことから、地域社会の要請に応え、地域産業を担う工業技術者の育成を図るため、科学技術の進展に対応する学科への改編や、急速な技術革新に応える学習内容への改善について検討し、総合選択制を取り入れるとともに、資格取得のための学習を充実させるなど、生徒の多様な学習要望に応える工業教育の充実に努める。

なお、工業に関する学科の配置に当たっては、募集定員における割合（平成10年度 14.6%〈82学級〉）を見直すとともに、県内の工業立地状況等の地域の実情を考慮しながら、県北、県中、会津及びいわきの4地区においては単独校に配置し、併せて各地区において他学科との併置校に配置する。

同一地区内の複数の学校に工業に関する学科が設置される場合には、生徒の志願動向や卒業後の進路状況等を考慮しながら、それぞれの学科の特色化を図り、重複することのないように適正に配置する。

(3) 商業に関する学科の配置

情報化、国際化、サービス経済化等の社会の進展に対応するため、これまで、本県の商業に関する学科においては、OA化に対応する学科並びに国際経済、流通経済及び観光に関する学科などへの改編を行い、地域社会の要望や生徒の進路希望に応えるなど、一定の成果を上げている。

このことから、今後とも、地域経済を担う幅広い人材の育成を図るため、学科編成や教育内容を工夫し、総合選択制を取り入れるとともに、資格取得のための学習を充実させるなど、社会の進展に対応し、生徒の学習要望に応える特色ある商業教育の充実に努める。

なお、商業に関する学科の配置に当たっては、募集定員における割合（平成10年度11.0%〈62学級〉）を見直すとともに、地域産業の実情等を考慮しながら、県北、

県中、会津及びいわきの4地区においては単独校に配置し、併せて各地区において他学科との併置校に配置する。

(4) 水産に関する学科の配置

近年の水産業を取り巻く国際情勢や就業構造の変化などに対応するため、水産に関する学科においては、海洋をより多角的に利用する観点から、船舶や通信などについて専門的に学ぶとともに、栽培漁業やマリンスポーツなどの海洋に関する知識と技術を総合的に習得できる学科に改編し、水産教育の充実に努めている。今後も本県の水産業を担う人材の育成を図るため、水産に関する学科をいわき海星高校に配置する。

なお、募集定員における割合（平成10年度 0.7%〈4学級〉）については、生徒減少の状況や生徒の志願動向によりその見直しを図る。

また、専攻科については、本県の水産業界の要請に応える人材を育成するため、いわき海星高校に配置する。

(5) 家庭に関する学科の配置

男女が共に参画する社会づくりが進む中、家庭科科目は男女共修となり、家庭科教育は大きな転換期を迎えている。

このため、これまでは家庭に関する学科を普通科等へ改編してきているが、生徒の多様な学習要望に柔軟に応える教育課程の編成などを行うとともに、科学技術の進歩に伴う家庭生活の変化に対応する生活文化、生活福祉、食物調理等の専門的な教育内容を工夫することにより、家庭科教育の充実に努める。

なお、家庭に関する学科の配置に当たっては、募集定員における割合（平成10年度 1.8%〈10学級〉）を見直し、地区の実情などを考慮しながら、県南、会津及び相双の3地区において、他学科との併置校に配置する。

また、専門学科として配置されない地区においては、家庭に関する学習の機会を確保するため、系列やコース等を配置する。

(6) 福祉に関する学科の配置

急速に進展しつつある少子高齢社会に対応するため、家庭看護や介護福祉についての教育がますます重要になるが、福祉に関する学科については、進路先確保など

の課題もあることから、その専門学科としての在り方を検討する必要がある。

このため、当面、地域社会の要請や生徒の志願動向等を考慮しながら、福祉施設や医療施設等の協力を得ることが可能な各地区の学校に、系列やコース等として配置する。

(7) 情報に関する学科の配置

情報化が一層進展する中、高度情報通信社会に対応する教育がますます重要になっていることから、情報に関する学科については、他の専門学科とは異なる特色ある教育課程の編成や施設・設備などの条件整備に努め、各地区への配置等を検討する必要がある。

このため、当面、各地区に系列として配置し、今後、既存の専門学科からの学科改編も視野に入れた配置について検討する。

6 総合学科の配置

総合学科は、自己の能力や適性を見いだし、主体的、創造的に生きる資質を養うため、自己の進路への自覚を深めさせる学習や個性を生かした主体的な学習を重視し、普通教育と専門教育を総合的に行う学科である。本県ではこれまで、県北、県中、県南及び相双の4地区に配置（4校、19学級（3.4%））しているが、多様な科目選択や体験的な学習をとおして、生徒一人一人の豊かな個性に対応する教育の場を更に拡充する必要がある。

このことから、今後も、生徒の志願動向や各地区の交通事情等を考慮して、「県立高等学校改革計画第一次まとめ」に基づき、どの地区にあっても生徒が選択できるように、多様な系列を有する総合学科高校を地区ごとに配置する。

なお、原則として、同一地区内に配置されている職業系専門学科と教育内容等が重複しない系列を開設する。

第5 本県高等学校教育の充実のために

1 中高一貫教育

学校選択の幅を拡大するとともに、生徒一人一人の能力・適性などをゆとりある教育の中ではぐくむため、中学校と高等学校を接続して一貫した教育活動を行う、新た

な中等教育の在り方が求められている。

中高一貫教育については、学校教育法が改正され、平成11年度から中等教育学校の設置が可能となり、中高6年間にわたる「ゆとり」の中で生徒の能力・適性、個性・創造性等を継続的に伸長できる一方、学校選択の決定時期が低年齢化することや、長期間にわたって同一の生徒集団に固定されることなどによる教育上の問題が生じるおそれがある。

このため、本県における中高一貫教育の在り方については、その設置形態や教育内容、設置場所、設置学校数など、解決すべき課題もあることから、今後、「中高一貫教育研究会議」において具体的に検討する。

2 教育条件の整備・充実

国際化や情報化などの社会の急激な変化、少子化による生徒減少、更には不登校やいじめの問題など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、今後の高等学校教育の在り方について考えるとき、生徒の「生きる力」とその核となる「豊かな人間性」をはぐくむために、様々な教育的課題に柔軟な発想で適切に対応していくことがますます必要となっている。

このため、これまで以上に、自己研修や校内外における研修などの現職教育の充実を図り、教職員の資質向上に努める。

更に、様々な興味・関心、能力・適性等をもった生徒に応じた柔軟な指導や教育活動を推進するために、計画的な教職員の配置を行うとともに、様々な分野の専門家を社会人講師として活用するなど、指導者の確保に努める。

また、入学者選抜制度については、これまでも、推薦選抜を全校・全学科へ導入したり、パーソナルプレゼンテーション（個性表現）や総合学科における自己申告による傾斜配点を実施するなど、その改善に努めており、今後とも、生徒の多様な学習要望に応えられるように学校・学科の特色化を図るとともに、その特色に応じて生徒一人一人の能力・適性等を適切に評価できる多様な選抜方法を工夫する。

なお、学習施設については、生徒の多様な学習要望に応える幅広い弾力的な教育を行うために必要となる施設・設備を整備するとともに、ノーマライゼーションの理念に基づく施設のバリアフリー化や生徒減少によって生じる余裕施設の有効な利活用など、快適な学習環境の確保を図り、その質的充実に努める。

3 今後の学校づくり

今後、本計画に基づく県立高等学校改革の推進に当たり、各高等学校は、いつの時代においても変わらない教育の本質を踏まえ、時代の変化に的確に対応しながら、特色ある教育課程の編成に努めるとともに、地域の要望を教育活動に反映させる制度を工夫するなど、常に地域に開かれた学校づくりに努めていく必要がある。

用語説明

総合学科

選択履修を旨として普通教育と専門教育を総合的に行う単位制による学科であり、普通科、専門学科に並ぶ第3の学科として位置づけられている。

総合学科においては、自己の進路への自覚を深めて将来の職業生活の基礎となる知識・技術等を習得するために、「産業社会と人間」「情報に関する基礎的科目」及び「課題研究」を原則履修し、進路別又は学習内容別にあらかじめ設けられた普通科目及び専門科目からなる総合選択科目群（「系列」）を参考にして、自分の興味・関心・進路希望等に基づいて履修する科目を選択して時間割を作成し、主体的に学習することになる。

単位制

教育課程に学年の区分を設けることなく、履修した教科・科目ごとに単位を認定し、それらの単位数の合計が卒業の要件として必要な一定数以上に達した場合に卒業を認定する制度である。

他の高校において過去に修得した単位も、卒業に必要な単位数しに加算することができ、また、選択学習の拡大を図りやすいことや個々の生徒の進路等に応じた教科・科目を選択することを長所としている。

なお、「学年制」とは、学年という期間を単位として学習状況を評価して、その学年の修了を認め、上位の学年に進級させる制度である。

- 平成10年度現在において単位制をとる県立高校（全日制課程）

安達東高校	（総合学科）	あさか開成高校	（国際科学科）
光南高校	（総合学科）	小野高校	（総合学科）
いわき光洋高校	（文理科）	双葉翔陽高校	（総合学科）

専攻科

高等学校を卒業した者などが、専門教科に関する内容などについてより深く学び、研究するために高等学校に設置される課程であり、修業年限は1年以上である。

現在、本県では、いわき海星高校（水産に関する学科、修業年限2年）に専攻科が設置されている。

コース

生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、普通科においても専門教育を行うことができるように、教育課程に専門教育に関する教科・科目を設けたものである。

個々のコースごとに入学定員が設定され、生徒は入学段階からコース別の教育課程による教育を受けることになる。

本県では、現在、船引高校普通科に「総合コース」「福祉コース」「食物文化コース」が設けられている。

類型

生徒の多様な学習要望に対応してより適切な教育を行うために、進路希望や興味・関心などに共通性のある生徒がまとまって系統的に履修することができるように教科・科目やそれらの単位数などを効率的に配置した教育課程の型である。普通科における類型の例としては、文科系の教科・科目に重点をおく「文系」や理科系の教科・科目に重点をおく「理系」などがある。

生徒は同一の学科に入学し、その後、自己の特性や進路希望等に基づいて、「類型」を選択することになる。

なお、本県では、専門学科における「機械科」の中に「テクノロジーコース」「エンジニアコース」を設けるなど、教育課程の類型に「コース」という呼称を用いる場合もある。

系 列

総合学科における進路別又は学習内容別に相互に関連する普通科目及び専門科目をまとめた総合選択科目群のことである。生徒は入学後に、この総合選択科目群を参考にして自己の興味・関心等に基づいて、履修する教科・科目を選択して自分の時間割を作成する。

現在、本県の総合学科高校に開設されている系列の例としては、「人文科学」「自然科学」「流通ビジネス」「情報」「福祉介護」「国際教養」「テクノアート」などがある。

学区（通学区域）

「福島県公立高等学校の通学区域に関する規則」においては、全日制課程普通科について、全県を「県北」「県中」「県南」「耶麻」「会津」「相馬」「双葉」「いわき」の8学区に分けた通学区域を定めている。

なお、専門学科、総合学科、分校、定時制課程及び通信制課程については、同規則において、通学区域を県下一円としている。

中高一貫教育

中学校と高等学校を接続し、6年間の計画的・継続的な教育課程、学習環境のもとで一貫した環境を行うものであり、実施形態には次の三つがある。

1 中等教育学校

6年制の一つの学校として、前期課程では中学校教育を、後期課程では高等学校教育を一体的に継続して行う。

2 併設型の中学校・高等学校

設置者が同一である中学校と高等学校間で、入学者選抜を行わずに高等学校への入学を認め、6年間を見通した教育課程で教育を行う。

3 連携型の中学校・高等学校

市町村立の中学校と県立高等学校が、教員・生徒交流を深め、6年間を通して一貫して体系的に学べる特色ある教育活動を行う。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念である。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方である。

ノーマライゼーションの理念は、生涯福祉の領域のみならず、障害者や児童なども含む、社会福祉全般に共通する理念として定着してきた。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、1974年に国際障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出した頃からこのことばが使用されるようになった。

もともと建築用語として登場し、建物内の段差の解消等、物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を国難にしている制度的な障壁、文化、情報面の障壁、意識上の（心理的な）障壁の除去という意味でも用いられるようになっていく。